

◎新潟県教育委員会訓令第9号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会事務決裁規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から実施する。

平成24年8月3日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第4（第5条関係）</b> （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の2（略） (1)の3 県立学校職員の1月を超える病気休暇を承認すること。  (1)の4 県立学校職員の1月を超える介護休暇を承認すること。 (1)の5～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項 (1)～(5)（略） (6) 県立学校の校長又は園長の<u>5日を超える</u>年次有給休暇の承認をすること。  (7) 県立学校の校長又は園長の特別休暇（<u>夏季休暇を除く。</u>）及び職務専念義務の免除の承認等をする事。 (7)の2（略） (8) 県立学校の校長又は園長の病気休暇の承認をすること。  (8)の2 県立学校の校長又は園長の介護休暇の承認をすること。 (9) <u>教特法第17条</u>の規定による県立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。 (10)～(20)（略） (21) <u>新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「管理</u></p>	<p><b>別表第4（第5条関係）</b> （教育次長及び課長の個別的専決事項） 総務課 教育次長専決事項（略） 総務課長専決事項 (1)～(1)の2（略） (1)の3 <u>新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号。以下「管理規則」という。）第34条第1項の規定による</u>県立学校職員の1月を超える病気休暇を承認すること。  (1)の4 <u>管理規則第34条の2の規定による</u>県立学校職員の1月を超える介護休暇を承認すること。 (1)の5～(17)（略） 財務課・福利課（略） 義務教育課 教育次長専決事項 (1)～(5)（略） (6) <u>管理規則第33条第1項の規定による</u>県立学校の校長又は園長の年次有給休暇の承認をすること。  (7) <u>管理規則第33条第2項の規定による</u>県立学校の校長又は園長の特別休暇及び職務専念義務の免除の承認をすること。 (7)の2（略） (8) <u>管理規則第34条第1項及び第3項の規定による</u>県立学校の校長又は園長の病気休暇の承認をすること。  (8)の2 <u>管理規則第34条の2の規定による</u>県立学校の校長又は園長の介護休暇の承認をすること。 (9) <u>管理規則第39条</u>の規定による県立学校の主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。 (10)～(20)（略） (21) <u>管理規則第9条第3項の規定による</u>県立特別支援学校の教育課程についての届出の受理を</p>

規則」という。)第9条第3項の規定による県立特別支援学校の教育課程についての届出の受理をすること。

(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 県立学校教員 (校長又は園長を除く。)の1月を超える病気休暇の承認をすること。

(6)の2 県立学校教員 (校長又は園長を除く。)の1月を超える介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 県立学校の校長又は園長の赴任延期の承認及び校長又は園長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。

(10) 教特法第17条の規定による県立学校の助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(39) (略)

高等学校教育課  
教育次長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 校長の5日を超える年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇を除く。)及び職務専念義務の免除の承認等をすること。

(8) (略)

(9) 校長の病気休暇の承認をすること。

(9)の2 校長の介護休暇の承認をすること。

(10) 教特法第17条の規定による教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 教員 (校長を除く。)の1月を超える病気休暇の承認をすること。

(6)の2 県立学校教員 (校長を除く。)の1月を超える介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 校長の赴任延期の承認及び校長の5日以上の旅行の届出の受理をすること。

(10) 教特法第17条の規定による助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業等

すること。

(22) (略)

義務教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 管理規則第34条第1項の規定による県立学校職員 (校長又は園長を除く。)の病気休暇の承認をすること。

(6)の2 管理規則第34条の2の規定による県立学校教員 (校長又は園長を除く。)の介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 管理規則第30条第2項及び第32条第2項の規定による県立学校の校長又は園長の新任延期及び校長又は園長の5日以上の出張の届出の受理をすること。

(10) 管理規則第39条の規定による県立学校の助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(39) (略)

高等学校教育課  
教育次長専決事項

(1)～(6) (略)

(7) 管理規則第33条の規定による校長の年次有給休暇、特別休暇及び職務専念義務の免除の承認等をすること。

(8) (略)

(9) 管理規則第34条第1項及び第3項の規定による校長の病気休暇の承認をすること。

(9)の2 管理規則第34条の2の規定による校長の介護休暇の承認をすること。

(10) 管理規則第39条の規定による教諭、養護教諭及び栄養教諭の兼職又は他の事業等に従事することの承認をすること。

(11)～(23) (略)

高等学校教育課長専決事項

(1)～(5) (略)

(6) 管理規則第34条第1項の規定による教員 (校長を除く。)の病気休暇の承認をすること。

(6)の2 管理規則第34条の2の規定による県立学校教員 (校長を除く。)の介護休暇の承認をすること。

(7)・(8) (略)

(9) 管理規則第30条第2項及び第32条第2項の規定による校長の新任延期及び校長の5日以上の出張の届出の受理をすること。

(10) 管理規則第39条の規定による助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の兼職又は他の事業

に従事することの承認をすること。

(11)～(27) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)

等に従事することの承認をすること。

(11)～(27) (略)

生涯学習推進課～保健体育課 (略)